



## 運転免許証の自主返納について

### 運転免許証の自主返納とは

運転免許が不要になった方、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方などが**自主的に運転免許証の全部または一部を返納**することができる制度です。

### 運転経歴証明書について

運転免許の自主返納を行うと、返納した免許証は身分証明書として使用できなくなります。

運転免許証に代わる身分証明書が必要な方は「運転経歴証明書」の交付を申請することができます。

運転経歴証明書は顔写真付の身分証明書で、使用期限が無いため更新の必要はありません。

### 運転に自身があれば、自主返納は必要ない？

本人に自覚がなくても、加齢による**視野障害**、筋肉の衰えなどの**身体能力の低下**や、判断能力の衰えなどにより**操作ミス**が起りやすくなります。

運転する本人はもちろん、ご家族や大切な方たちの安心や、他の人たちを交通事故に巻き込まないためにも、自主返納について考えることは大切です。

運転に関する不安や安全運転についてのご相談は

安全運転相談ダイヤル  
「#8080」へ

発信場所を管轄する都道府県警察の安全相談窓口につながります。北海道の安全相談窓口は、土日祝日、年末年始を除く平日の8時45分から午後5時30分までです。